

コンタクトレンズ装用を目的に受診した患者様へ

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

(1) 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局鹿児島事務所に届出を行っています。

(2) 初診料及び再診料(外来診療料)

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75点を算定いたします。

(3) コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ 新たな疾患によりコンタクトレンズを処方しない場合は、上記の検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

田上 純真

眼科診療経験 : 28年 (令和8年5月現在)

ご不明な点がございましたら、スタッフにお尋ねください。